平成２２年（再イ）第３１０号
千葉県市原市辰巳台東４丁目16番地11
再生債務者　菅野　雅之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月22日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第４３４号
横浜市港北区大豆戸町931番地１グリーンコーポ大倉山Ａ棟607号
再生債務者　寺島　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月22日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第４３５号
横浜市港南区日野３丁目３番10号
再生債務者　高橋　勝敏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月22日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第４６６号
横浜市神奈川区反町４丁目32番地４
再生債務者　佐藤　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月22日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第４４号
福井市北四ツ居町第31号１番地９
再生債務者　梅田　　力
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月22日
福井地方裁判所

平成２２年（再イ）第６１号
福井県坂井市坂井町大味第107号１番地24
再生債務者　吉川　泰代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月22日
福井地方裁判所

平成２２年（再イ）第１１号
長野県茅野市玉川1275番地
再生債務者　牛山　雄司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月22日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（再イ）第１１３号
滋賀県甲賀市水口町新城785番地66
再生債務者　城山　岳太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月22日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再イ）第１４１号
神戸市中央区脇浜海岸通４丁目１番５―1401号
再生債務者　山本　光一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月18日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

弁理士登録公告

平成23年３月16日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名
３月16日	17330	大館　和俊
３月16日	17331	宮田　逸江
３月16日	17332	鈴木　正夫
３月16日	17333	金次　栄明
３月16日	17334	眞壽田順啓

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成23年２月28日	11645	市村　直也	申請抹消
平成23年３月４日	16956	飯田　　哲	〃
平成23年３月８日	06919	玉腰　敏夫	〃
平成23年３月８日	12251	柿内　瑞絵	〃
平成23年３月10日	13997	安酸　庸祐	〃

弁理士数　8,685名
（平成23年３月16日現在）
平成23年４月４日　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成23年３月16日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　　記

月　日	登録番号	氏　名
３月16日	15244	北川　良一
３月16日	16317	村口佐智子

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,559名
（平成23年３月16日現在）
平成23年４月４日　日本弁理士会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　小竹　　耕
　登録番号　7551
　事 務 所　東京都港区六本木７―17―22秀和六本木レジデンス107
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成23年３月８日
平成23年３月11日　日本弁護士連合会

厚生年金基金変更公告

福島県病院厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。

1．新事務所の所在地　福島県福島市中町７番17号
2．旧事務所の所在地　福島県福島市本町５番８号
3．変更年月日　平成23年４月１日
平成23年４月４日
福島県病院厚生年金基金

企業年金基金変更公告

ＮＯＫ第一企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．新事務所の所在地　東京都港区芝大門１丁目12番16号
2．旧事務所の所在地　東京都港区芝大門１丁目12番15号
3．変更年月日　平成23年４月１日
平成23年４月４日
ＮＯＫ第一企業年金基金

企業年金基金変更公告

ＮＯＫ第二企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．新事務所の所在地　東京都港区芝大門１丁目12番16号
2．旧事務所の所在地　東京都港区芝大門１丁目12番15号
3．変更年月日　平成23年４月１日
平成23年４月４日
ＮＯＫ第二企業年金基金